○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

行にの、)に係る説明書類の縦覧等)では、第一号イ及びハからトまで、第五号チ並びに第六号に掲げる事項第五号チ並びに第六号に掲げる事項の次に掲げる事項		2~5 (略) 2~5 (略)	五~七 (略) 五~七 (略)	二 (略)	ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 (新設)	イ・ロ (略)	四の銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項の銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項		並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。	第二号、第三号ロ⑴、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号チ 第二号、第三号ロ⑴、第四号、	間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからトまで、 間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからトまで、	する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中 する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中	ものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定)ものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定	第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める 第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める	(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)	改 正 案 現
---	--	-----------------	-----------------	-------	------------------------------------	---------	---	--	-----------------------	--	---	--	---	---	---	---------